

# 兵庫県公報

平成21年3月27日 金曜日 第2067号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（社会援護課）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業の換地処分（同）	4
○ 市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	4
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	4
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	5
○ 平成21年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	6
○ 保安林の指定予定（同）	7
○ 保安林の指定解除（同）	7
○ 保安林の指定の予定通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 自動車専用道路の解除及び指定（同）	13
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 洲本都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	15
<b>公 告</b>	
○ 平成22年度兵庫県立淡路景観園芸学校園芸療法課程受講選抜の実施（公園緑地課）	15
<b>公安委員会規則</b>	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	16
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	17
<b>正 誤</b>	
○ 平成12年3月31日付け兵庫県公報第13号外中	17

## 公布された法令のあらまし

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）
  - 1 長田警察署駒ヶ林交番、西宮警察署北口交番、美方警察署佐津駐在所及び奥佐津駐在所並びに南あわじ警察署筒井駐在所の名称、位置又は所管区域の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
  - 2 町名の変更に伴い、社警察署天神駐在所の所管区域について、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）

通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路が、道路管理者により新たに指定されること等に伴

い、自動車の積載物の高さの制限に係る規定を改めることとした。

告 示

兵庫県告示第344号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局ジャパンファーマシー 御影駅前店	株式会社 ジャパンファーマシー 代表取締役 前田 光男	神戸市東灘区御影2-2-10 御影西海ビル1F	平成20年4月1日
薬局ジャパンファーマシー	同 上	同 市兵庫区鍛冶屋町2-2-20 フジマサビル2階	同
トア薬局	有限会社 サンメディカルサービス 代表取締役 春日 広樹	同 市中央区中山手通3-2-1 トア山手ビル2階	平成21年4月1日
薬局ジャパンファーマシー 青谷店	株式会社 ジャパンファーマシー 代表取締役 前田 光男	同 市同 区野崎通3-3-30 リブレ青谷1F	平成20年4月1日
ゴダイ薬局 お溝筋店	ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之	姫路市呉服町60 レボビルディング1階	平成21年3月1日
まきこ皮膚科クリニック	加東 麻貴子	尼崎市南武庫之荘1-23-15 ローズ武庫之荘101号	同 年2月1日
ひまわり薬局 尼崎店	株式会社 桃原興業 代表取締役 永原 克彦	同 市昭和南通5-98	同
吉田医院	吉田 鉄也	明石市松が丘5-6-1	同
斎藤皮フ科	斎藤 研二	西宮市門戸荘15-3	同
夙川ささきクリニック	佐々木 一郎	同 市羽衣町7-30 夙川グリーンタウン3F	平成21年3月1日
阪神調剤薬局 武庫川駅前店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市武庫川町2-19 P1ビル1-A	同
洲本市国民健康保険鮎原診療所	洲本市長 柳 実郎	洲本市五色町鮎原西1-1	平成20年4月1日
洲本市国民健康保険上灘診療所	同 上	同 市相川組198	同
洲本市国民健康保険五色診療所	同 上	同 市五色町都志大日707	同
洲本市国民健康保険塚診療所	同 上	同 市五色町上塚75-4	同
医療法人社団 毛利耳鼻咽喉科医院・芦屋クリニック	医療法人社団 毛利耳鼻咽喉科医院 理事長 毛利 学	芦屋市南宮町10-24 アシヤウィズ1階	平成21年2月2日
ロゼ調剤薬局	株式会社 アイメディクス 代表取締役 豊田 悦子	同 市南宮町10-24 アシヤウィズ1階 B号室	同 月1日
舟木内科医院	舟木 宏	豊岡市京町3-21	同 月6日
出石センター薬局	株式会社 こうじゆ舎 代表取締役社長 岸本 恭一	同 市出石町福住1315	平成20年4月1日
京町センター薬局	同 上	同 市京町3-23	同

九日市センター薬局	同 上	同 市九日市下町119-4	同
高瀬調剤薬局	高与株式会社 代表取締役 高瀬 孝雄	加古川市野口町良野375-21	平成21年3月2日
有限会社 めぐみ訪問看護ステーション	有限会社 めぐみ訪問看護ステーション 代表取締役 宮崎 恵美	西脇市郷瀬町405	同 月1日
めぐみ(小野)訪問看護ステーション	同 上	小野市王子町566	同
門田眼科医院	門田 健	加東市上中3-56	平成21年1月1日
友永クリニック	医療法人社団 笑門会 理事長 友永 健治	加古郡稲美町幸竹194	同 年2月1日
倉橋歯科	倉橋 守宏	揖保郡太子町老原28-7	同 年3月1日



**兵庫県告示第345号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
奥 尾 心 美	おおいどころえん整骨院	尼崎市南武庫之荘3-36-16	平成19年11月9日
隅 垣 貴 男	あい整骨院	同 市大庄西町4-17-12 ネクストステージ102号	平成21年1月1日
角 裕 子	たか整骨院	宝塚市安倉南1-17-14	同 月20日



**兵庫県告示第346号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
牧 野 裕	まきの鍼灸院	尼崎市若王子3-14-2-111	平成20年12月24日
島 田 敏 充	あい整骨院	同 市大庄西町4-17-12 ネクストステージ102号	同 月31日



**兵庫県告示第347号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成21年3月12日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業生産法人等育成緊急整備事業	西治地区	平成21年3月27日から 同年4月16日まで	神崎郡 福崎町役場



**兵庫県告示第348号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年3月9日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）野瀬北地区の換地処分をした。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三



**兵庫県告示第349号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
洲本市	基盤整備促進事業（一般型）	鮎原吉田地区	平成21年3月27日から 同年4月16日まで	洲本市役所 五色庁舎



**兵庫県告示第350号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名
豊岡市	戸島地区



**兵庫県告示第351号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づき、次の雄牛について、種畜証明書を交付した。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

飼養者の住所及び氏名又は名称	名 前	品 種
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	石富照、広美土井、宮喜、広岩土井、芳恒土井、 広正土井、菊優土井	黒毛和種



**兵庫県告示第352号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
姫路市網干区浜田605 松 浦 銀 平 同 市網干区興浜571-2 三 浦 勤	網干	網干漁業協同組合
姫路市大塩町410 灘 清 隆 同 市大塩町2206-23 濱 野 弘 也	大塩町	大塩町漁業協同組合
姫路市白浜町丙612番地 星 尾 国 弘 同 市白浜町丙426番地 大 西 英 一	白浜	白浜漁業協同組合
姫路市の形町福泊294番地3 尾 上 憲 一 同 市の形町福泊493番地 喜 多 隆 信	的形	的形漁業協同組合
明石市二見町東二見2022番地 中 村 勝 行 同 市二見町東二見1493番地の5 大 西 賀 雄	東二見	東二見漁業協同組合
明石市二見町西二見819-8 大 西 亘 同 市二見町西二見906 西 岡 陽二郎	西二見	西二見漁業協同組合
洲本市五色町鳥飼浦2310 船 瀬 高 志 同 市五色町都志474 坂 口 利 明	五色町	五色町漁業協同組合

相生市相生4693番地 岩 本 健 藏 同 市相生5133-24 岸 本 善 規	相生	相生漁業協同組合
たつの市御津町室津374 松 岡 正 晴 同 市御津町室津61 石 川 光 春	室津	室津漁業協同組合
淡路市斗ノ内240番地の1 岡 本 文 博 同 市斗ノ内243番地 河 野 秀二郎	浅野浦	浅野浦漁業協同組合
淡路市江井3138番地 大 塚 照 夫 同 市郡家913番地5 地 道 哲 也	一宮町	一宮町漁業協同組合
加古郡播磨町古宮864番地1 南 山 安 男 同 郡同 町古宮630番地12 谷 川 昭 一	播磨町	播磨町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成21年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで
- (2) 縦覧場所
 

網干加入区	姫路市網干区興浜2093-133	網干漁業協同組合
大塩町加入区	同 市大塩町2142-4	大塩町漁業協同組合
白浜加入区	同 市白浜町丙612	白浜漁業協同組合
的形加入区	同 市的形町福泊492-2	的形漁業協同組合
東二見加入区	明石市二見町東二見2019	東二見漁業協同組合
西二見加入区	同 市二見町西二見1003-2	西二見漁業協同組合
五色町加入区	洲本市五色町鳥飼浦1-2	五色町漁業協同組合
相生加入区	相生市相生3-4-22	相生漁業協同組合
室津加入区	たつの市御津町室津493-2	室津漁業協同組合
浅野浦加入区	淡路市斗ノ内1694	浅野浦漁業協同組合
一宮町加入区	同 市郡家1355	一宮町漁業協同組合
播磨町加入区	加古郡播磨町古宮768	播磨町漁業協同組合



兵庫県告示第353号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成21年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

- (1) 区域  
南あわじ市
- (2) 期間

平成21年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕すること。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。



兵庫県告示第354号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
淡路市江井字池ノ奥100、字大水谷134の1、141、142の1、字堂田畑138、139の1から139の4まで
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第355号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
神戸市須磨区妙法寺字元山23の8

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第356号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市山東町栗鹿字滝ノ口170の1・201・202（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、170の2、170の3
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字滝ノ口170の1から170の3まで・202（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、201
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第357号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町久畑字鳥ノ奥47、48、49の1、49の2、50の1、50の2、51、52、52の2、52の5、52の8、52の16、52の17、53から55まで、字三才原705、706の1から706の3まで、707の1から707の3まで、708、710、712、714、717から719まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鳥ノ奥48・49の1・49の2・53・54（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字三才原705、706の1から706の3まで、707の1から707の3まで、708、710、712、714、717
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種



次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第358号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 豊岡市但東町薬王寺字久谷21、22の1から22の4まで、23、27の4から27の7まで、27の10、28の1から28の4まで、29、29の1から29の4まで、29の6、30の1から30の6まで、138、138の1、140から144まで、144の1、145、145の1、146
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字久谷27の5・27の6・29の2・30の1・30の4・30の6・138・141（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、27の10、140、142から144まで、144の1、145の1
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第359号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
    - 三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
    - 伊丹市瑞原4丁目1番地
    - 所長 山下光二
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
    - 三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
    - 伊丹市瑞原4丁目1番地
  - (3) 特定施設に関する事項

種	類	71号の2イ 洗浄施設
---	---	-------------

能 力	10m <sup>3</sup> /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2.4~2.7	2
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	20
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	13	17
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	20	30
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.3	1
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.2未満	0.2未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0	2.5	

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年3月27日から同年4月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課



兵庫県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 3 1 2 号	姫路市船津町字桑原3809番1から 同 市船津町字砂田4013番1まで	旧	21.0から 76.0まで	146.0	
		新	21.0から 78.0まで	146.0	



**兵庫県告示第361号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 3 号	佐用郡佐用町上石井字サコウリ1241番2から 同 郡同 町上石井字サコウリ1249番1まで	旧	9.0から 50.0まで	211.0	
		新	9.0から 57.0まで	211.0	
県道 宍粟下徳久線	宍粟市山崎町青木字井塚602番5から 同 市山崎町青木字中河原614番1まで	旧	13.0から 16.0まで	120.0	一部 予定地
		新	13.0から 16.0まで	120.0	



**兵庫県告示第362号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 岸田諸寄線	美方郡新温泉町諸寄字桑谷1603番地の2から 同 郡同 町諸寄字野田2549番地の1まで	旧	3.0から 11.0まで	966.0	
		新	5.0から 24.0まで	966.0	

県道 居組港居組停車場線	美方郡新温泉町居組字井ノ尻1678番1から 同 郡同 町居組字井ノ尻1683番1まで	旧	9.0から 11.0まで	52.0	
		新	9.0から 19.0まで	52.0	



**兵庫県告示第363号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養父波賀線	養父市大屋町山路字清水46番1から 同 市大屋町山路字清水46番1まで	旧	12.0から 14.0まで	40.0	
		新	12.0から 15.0まで	40.0	



**兵庫県告示第364号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 赤穂佐伯線	赤穂郡上郡町竹万字口山田905番12から 同 郡同 町大持字宮ノ後408番4まで	旧	5.0から 48.0まで	1,348.0	
		新	12.0から 45.0まで	1,472.0	

県道 姫路上郡線	赤穂郡上郡町竹万字枝川549番1から	旧	5.0から	2,829.0
	同 郡同 町山野里字沖田891番1まで		45.0まで	
	赤穂郡上郡町山野里字四ツ日2728番2から	新	11.0から	772.0
	同 郡同 町山野里字沖田891番1まで		60.0まで	
赤穂郡上郡町竹万字枝川549番1から	新	10.0から	2,156.0	
同 郡同 町山野里字沖田891番1まで		45.0まで		



**兵庫県告示第365号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 多可柏原線	丹波市山南町岡本字三反田14番1から 同 市山南町長野字澤276番8まで	旧	5.0から 40.0まで	261.0	一部 予定地
		新	5.0から 39.0まで	271.0	



**兵庫県告示第366号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり解除及び指定する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 路線名  
一般国道312号（播但連絡有料道路）
- 2 解除する道路の部分  
姫路市船津町字桑原3808番1から  
同 市船津町字桑原3808番1まで
- 3 指定する道路の部分  
姫路市船津町字桑原3809番1から  
同 市船津町字桑原3808番1まで
- 4 解除及び指定する日  
平成21年3月27日



**兵庫県告示第367号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.4.26号房王寺線  
3.2.1号山手幹線
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和48年6月15日から平成21年3月31日まで  
変更後 昭和48年6月15日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第368号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.4.10号垂水妙法寺線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成8年1月19日から平成21年3月31日まで  
変更後 平成8年1月19日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第369号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.5.4号新長田南側線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成11年1月12日から平成21年3月31日まで  
変更後 平成11年1月12日から平成22年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第370号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
洲本都市計画道路事業  
3.5.334号物部曲田塩屋線  
3.5.735号汐見線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成9年11月11日から平成21年3月31日まで  
変更後 平成9年11月11日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**公 告**

**平成22年度兵庫県立淡路景観園芸学校園芸療法課程受講選抜の実施**

兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸研修履修規程第7条第2項の規定により、平成22年度兵庫県立淡路景観園芸学校園芸療法課程受講選抜を次のとおり実施する。

平成21年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 募集人員  
15名
- 2 修業年限  
1年
- 3 試験期日
  - (1) 第1次選抜 書類選考
  - (2) 第2次選抜 平成21年12月5日（土）・同月6日（日）（2日間）
- 4 試験場所  
第2次選抜 淡路市野島常盤954-2  
県立淡路景観園芸学校
- 5 試験科目
  - (1) 第1次選抜  
出願書類による書類選考
  - (2) 第2次選抜
    - ア 個人面接
    - イ 筆記試験（園芸）
    - ウ グループワーク

## 6 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 医療・福祉関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を有する者
- (2) 園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学校を卒業した者及び平成22年3月卒業見込みの者
- (3) 大学を卒業した者及び平成22年3月卒業見込みの者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成22年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成22年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者

## 7 出願手続

(1)の出願書類を提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留速達扱いとすること。(3)の受付期間最終日（平成21年10月28日（水））までの消印があるものは有効。

## (1) 出願書類

- ア 受講願書
- イ 自己紹介文
- ウ 実務経験書

## (2) 出願書類の配布

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、出願書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、切手240円を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

## (3) 受付期間

平成21年10月14日（水）から同月28日（水）まで

## (4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2  
県立淡路景観園芸学校

## 8 合格発表

## (1) 期日

平成21年12月15日（火）

## (2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、合格発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校及び兵庫県第1号館1階南側渡り廊下に合格者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

## 9 受験についての問い合わせ先

県立淡路景観園芸学校  
電話番号（0799）82-3131

## 公安委員会規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

兵庫県公安委員会  
委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第4号



交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県長田警察署の部駒ヶ林交番の項中「駒ヶ林交番」を「久保交番」に、「駒ヶ林町3丁目」を「久保町6丁目」に改め、同表兵庫県西宮警察署の部北口交番の項を次のように改める。

西宮中央 交番	西宮市高 松町	西宮市のうち 高木東町 高木西町 長田町 北口町 両度町 高松町 深津町 高畑町 田代町
------------	------------	---

別表第1兵庫県社警察署の部天神駐在所の項中「森」を「森 南山1丁目から6丁目まで」に改め、同表兵庫県美西方警察署の部佐津駐在所の項中「九斗 米地」を「米地」に改め、同部奥佐津駐在所の項中「丹生地」を「九斗 丹生地」に改め、同表兵庫県南あわじ警察署の部筒井駐在所の項中「筒井駐在所」を「北阿万駐在所」に改める。

附 則

この規則は平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1兵庫県長田警察署の部の改正規定は平成21年3月31日から、同表兵庫県社警察署天神駐在所の部の改正規定は公布の日から施行する。



兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第5号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2県道の部大沢西宮線の項中「有野町有野字中ノ所3307番1」を「八多町吉尾305番2」に改め、同表市道（神戸市）の部高塚台12号線の項の次に次のように加える。

有野八多線	神戸市北区有野町有野字五社679番1 から同区八多町柳谷字上十五谷まで
北神中央線	神戸市北区八多町柳谷字上十五谷から同区藤原台北町4丁目27番1まで

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

正 誤

○平成12年3月31日付け（兵庫県公報第13号外）

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（平成12年兵庫県規則第67号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
26	届出の内容欄中	廃棄	廃業